

議案第30号

磐田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

磐田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する
ものとする。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 磐田市国民健康保険税条例（平成17年磐田市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の5.60」を「100分の6.25」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「24,000円」を「26,200円」に改める。

第7条中「100分の2.25」を「100分の2.40」に改める。

第9条中「9,200円」を「10,400円」に改める。

第10条第1号中「6,800円」を「7,400円」に改め、同条第2号中「3,400円」を「3,700円」に改め、同条第3号中「5,100円」を「5,550円」に改める。

第11条中「100分の1.90」を「100分の2.00」に改める。

第13条中「14,000円」を「15,600円」に改める。

第28条第1項第1号ア中「16,800円」を「18,340円」に改め、同号ウ中「6,440円」を「7,280円」に改め、同号エ(7)中「4,760円」を「5,180円」に改め、同号エ(4)中「2,380円」を「2,590円」に改め、同号エ(8)中「3,570円」を「3,885円」に改め、同号オ中「9,800円」を「10,920円」に改め、同項第2号ア中「12,000円」を「13,100円」に改め、同号ウ中「4,600円」を「5,200円」に改め、同号エ(7)中「3,400円」を「3,700円」に改め、同号エ(4)中「1,700円」を「1,850円」に改め、同号エ(8)中「2,550円」を「2,775円」に改め、同号オ中「7,000円」を「7,800円」に改め、同項第3号ア中「4,800円」を「5,240円」に改め、同号ウ中「1,840円」を「2,080円」に改め、同号エ(7)中「1,360円」を「1,480円」に改め、同号エ(4)中「680円」を「740円」に改め、同号エ(8)中「1,020円」を「1,110円」に改め、同号オ中「2,800円」を「3,

120円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,600円」を「3,930円」に改め、同号イ中「6,000円」を「6,550円」に改め、同号ウ中「9,600円」を「10,480円」に改め、同号エ中「12,000円」を「13,100円」に改め、同項第2号ア中「1,380円」を「1,560円」に改め、同号イ中「2,300円」を「2,600円」に改め、同号ウ中「3,680円」を「4,160円」に改め、同号エ中「4,600円」を「5,200円」に改める。

第2条 磐田市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.25」を「100分の6.40」に改める。

第5条中「26,200円」を「27,000円」に改める。

第7条中「100分の2.40」を「100分の2.50」に改める。

第9条中「10,400円」を「11,200円」に改める。

第10条第1号中「7,400円」を「7,600円」に改め、同条第2号中「3,700円」を「3,800円」に改め、同条第3号中「5,550円」を「5,700円」に改める。

第11条中「100分の2.00」を「100分の2.10」に改める。

第13条中「15,600円」を「16,600円」に改める。

第28条第1項第1号ア中「18,340円」を「18,900円」に改め、同号ウ中「7,280円」を「7,840円」に改め、同号エ(7)中「5,180円」を「5,320円」に改め、同号エ(8)中「2,590円」を「2,660円」に改め、同号エ(9)中「3,885円」を「3,990円」に改め、同号オ中「10,920円」を「11,620円」に改め、同項第2号ア中「13,100円」を「13,500円」に改め、同号ウ中「5,200円」を「5,600円」に改め、同号エ(7)中「3,700円」を「3,800円」に改め、同号エ(8)中「1,850円」を「1,900円」に改め、同号エ(9)中「2,775円」を「2,850円」に改め、同号オ中「7,800円」を「8,300円」に改め、同項第3号ア中「5,240円」を「5,400円」に改め、同号ウ中「2,080円」を「2,240円」に改め、同号エ(7)中「1,480円」を「1,520

円」に改め、同号エ(㊦)中「740円」を「760円」に改め、同号エ(㊧)中「1,110円」を「1,140円」に改め、同号オ中「3,120円」を「3,320円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,930円」を「4,050円」に改め、同号イ中「6,550円」を「6,750円」に改め、同号ウ中「10,480円」を「10,800円」に改め、同号エ中「13,100円」を「13,500円」に改め、同項第2号ア中「1,560円」を「1,680円」に改め、同号イ中「2,600円」を「2,800円」に改め、同号ウ中「4,160円」を「4,480円」に改め、同号エ中「5,200円」を「5,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は令和9年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の磐田市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の磐田市国民健康保険税条例の規定は、令和9年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和8年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

磐田市国民健康保険税条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合においては、基礎課税額は、同項に規定する額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(基礎課税額に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に$\frac{100}{100}$の5.60を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(基礎課税額に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に$\frac{100}{100}$の10.00を乗じて算定する。</p> <p>(基礎課税額に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について24,000円とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に$\frac{100}{100}$分の</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合においては、基礎課税額は、同項に規定する額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(基礎課税額に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に$\frac{100}{100}$の6.25を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(基礎課税額に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について26,200円とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に$\frac{100}{100}$分の</p>

現行	改正案
<p>2.25を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,200円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,800円</u> (2) 特定世帯 <u>3,400円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,100円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.90</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>14,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額) 第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付</p>	<p>2.40を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,400円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,400円</u> (2) 特定世帯 <u>3,700円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,550円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額) 第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)並びに第2条第4項本文の介護納付</p>

現行	改正案
<p>金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>16,800円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,440円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,760円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,380円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,570円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>9,800円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>12,000円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,600円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>18,340円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7,280円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,180円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,590円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,885円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>10,920円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>13,100円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,200円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

現行	改正案
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,700円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,550円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,000円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,800円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,840円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,360円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>680円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,020円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,800円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,850円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,775円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,800円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,240円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,080円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,480円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>740円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,110円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,120円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合）にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に定める額を減額して得た額とする。</p>

現行	改正案
<p>(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,600円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,000円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,000円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,380円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,300円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,680円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,600円</u></p> <p>3 略</p>	<p>(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,930円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,550円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,480円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,100円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,560円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,600円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,160円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,200円</u></p> <p>3 略</p>

磐田市国民健康保険税条例新旧対照表 (第2条関係)

現行	改正案
<p>(基礎課税額に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.25</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(基礎課税額に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,200円</u>とする。</p>	<p>(基礎課税額に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.40</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(基礎課税額に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,000円</u>とする。</p>

現行	改正案
<p>(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.40</u>を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,400円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,400円</u> (2) 特定世帯 <u>3,700円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,550円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額) 第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第</p>	<p>(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額) 第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,200円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額) 第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,600円</u> (2) 特定世帯 <u>3,800円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,700円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.10</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>16,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額) 第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が政令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額)、第2条第</p>

現行	改正案
<p>3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>18,340円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7,280円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,180円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,590円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,885円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>10,920円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>13,100円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第</p>	<p>3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号イに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>18,900円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7,840円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,320円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,660円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,990円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>11,620円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号ロに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>13,500円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第</p>

現行	改正案
<p>1 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について<u>5,200円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,850円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,775円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,800円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,240円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,080円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,480円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>740円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,110円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,120円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額 (前項に規</p>	<p>1 条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,600円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,800円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,900円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,850円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,300円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号ハに掲げる区分に該当する世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,400円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,240円</u></p> <p>エ 後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,520円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>760円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,140円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,320円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額 (前項に規</p>

現行	改正案
<p>定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,930円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,550円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,480円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,100円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,560円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,600円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,160円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,200円</u></p> <p>3 略</p>	<p>定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,050円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,750円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,800円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,500円</u></p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,680円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,800円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,480円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,600円</u></p> <p>3 略</p>

議案第 30 号 磐田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 【国保年金課】

1 改正の理由

静岡県国民健康保険運営方針及び磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会からの答申を踏まえ、税率の変更を行い、本市国民健康保険事業の健全な運営を継続して図るため、本条例の一部を改正するもの。

2 主な改正内容

国民健康保険税の税率改正（第 2 条～第 5 条・第 7 条・第 9 条～第 11 条・第 13 条・第 28 条）

令和 8 年度、令和 9 年度分の税率について、下表のとおり改正を行う。（資産割は廃止する。）

区分		現行 A	令和 8 年度 B	比較 (B-A)	令和 9 年度 C	比較 (C-B)
基礎課税分	所得割率	5.60%	6.25%	+0.65%	6.40%	+0.15%
	資産割率	10.00%	廃止	△10.00%	廃止	—
	均等割額	24,000円	26,200円	+2,200円	27,000円	+800円
	平等割額	19,200円	19,200円	増減なし	19,200円	増減なし
後期高齢者 支 援 金 分	所得割率	2.25%	2.40%	+0.15%	2.50%	+0.10%
	均等割額	9,200円	10,400円	+1,200円	11,200円	+800円
	平等割額	6,800円	7,400円	+600円	7,600円	+200円
付 介 金 護 分 納	所得割率	1.90%	2.00%	+0.10%	2.10%	+0.10%
	均等割額	14,000円	15,600円	+1,600円	16,600円	+1,000円
合 計	所得割率	9.75%	10.65%	+0.90%	11.00%	+0.35%
	資産割率	10.00%	廃止	△10.00%	廃止	—
	均等割額	47,200円	52,200円	+5,000円	54,800円	+2,600円
	平等割額	26,000円	26,600円	+600円	26,800円	+200円
一人あたり調定額 (令和7年度当初予算基準)		102,239円	111,991円	+9,752円	115,607円	+3,616円

3 施行日

令和 8 年度分（第 1 条） 令和 8 年 4 月 1 日

令和 9 年度分（第 2 条） 令和 9 年 4 月 1 日